

## Q 息子が暴行死、どうすれば

高校1年生の息子が、同級生の少年から一方的に暴行を加えられ、病院に運ばれましたが亡くなりました。少年は警察に逮捕されました。事件はテレビや新聞で大きく取り上げられ、自宅に報道関係者がたくさん来ます。何をしたら良いのか、見当が付きません。

### 法律 相談室

被疑者が少年の場合、大人の事件とは異なり、捜査終了後には「少年事件」として家庭裁判所に送られ、「少年審判」という手続きが行われます。簡単に言えば、少年に大人と同じ裁判を受けさせるか、少年院送致など他の処分にするかを決める手続きです。

少年審判は裁判と違って原則非公開ですが、ご遺族意見陳述は審判の中で行うことができる場合もあり、その際、少年はご遺族の思いを直接聞くことになりま

す。さらに、家庭裁判所に申し出て、警察や検察が捜査した事件記録の一部を見ることが出来ます。

少年審判を経て大人と同じ裁判を受けることになり、今回の事件のような「傷害致死罪」という重大犯罪で弁護士が相談に応じることも可能です。千葉犯罪被害者支援センターや、各警察署の被害者相談窓口を利用することも出来ます。

43・227・8433

## 被害者窓口で適切な情報

は審判の結果を待つだけかという点、決してそんなことはありません。

まず、一定の重大事件では、裁判官が認めれば審判を傍聴することが出来ます。また、ご遺族が審判外で裁判官や家庭裁判所の調査官に対して意見を述べる「意見陳述」という制度を利用することも出来ます。

の場合には、「裁判員裁判」になります。裁判員裁判でも、ご遺族は傍聴や意見陳述などが可能です。

また、少年による暴行事件など社会的に注目される事件では、マスコミから対応を求められるケースもあります。犯罪被害者の遺族に給付を行う「犯罪被害給付制度」を活用する場合、

用することも出来ます。本件のように何をすれば良いかわからないといった際には、こうした窓口にて一度相談することをお勧めします。適切な情報を得て、何をすべきかを落ち着いて決めていくことで、多少なりとも被害からの回復が進むことは少なくありません。

申請には期限があるため、その対応も必要です。

ご遺族が独力でこれらに対応するのは難しい場合が多く、本県では県弁護士会の「犯罪被害者ホットライン（初回30分無料）」（043・227・8433）

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」